



村田学園 謙照会



村田学園創立100周年記念事業募金にご寄付をいただいた方は、
“村田学園謙照会”会員とさせていただきます。

村田学園謙照会とは

村田学園謙照会は、1909年に学園の前身である「銀行会社事務員養成所」が設立されて以来、実学教育こそ国の未来を創る礎として、生涯を人材育成に捧げてこられた学父村田謙造先生と学母村田照子先生を敬愛する心を表す名称です。建学、発展に尽力された学父学母にならない「村田学園の維持発展に寄与すること」を目的とし、謙照会を組織し、経常的に浄財を募り、学校の将来にわたる財政基盤の確立を図ることを目指しています。

謙照会会員とさせていただきます方

- ① 村田学園が設置する学校の卒業生、現旧教職員、在校生又は卒業生の保護者、その他の支援者
- ② 法人、団体（同期会、クラブOB会、地域会等）

会員の種類

- 1 個人会員
- 2 賛助会員（法人又は団体）

村田学園謙照会会則（抜粋）

〔名称〕

第1条 本会は、村田学園謙照会（以下「謙照会」という。）と称する。

第2条 謙照会は、学校法人村田学園（以下「学園」という。）が設置する東京経営短期大学、村田女子高等学校及び村田簿記学校（村田経営義塾に校名変更、第7条において「学校」という。）の維持及び発展に寄与することを目的とする。

〔会員の種類〕

第3条 謙照会の目的達成のため学園への寄付者のうちから第6条に規定する役員会において承認した者を謙照会会員と称する。なお、会員は以下のとおり分類される。

- 個人会員
- 賛助会員
 - 法人又は団体

〔役員〕

第4条 謙照会に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
監査	1名

〔顧問〕

第5条（省略）

〔常任謙照会〕

第6条 謙照会に、学園理事会の求めに応じて次に掲げる事項について審議し意見を述べるため常任謙照会を置く。

② 常任謙照会は謙照会の役員をもって組織する。

〔顕彰〕

第7条 常任謙照会は、謙照会の目的に賛同して学園に拠出し、学校の発展に特に寄付したと認められた者を学園が定める顕彰制度の対象者として推薦することができる。